

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第17条第1項の規定により、農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画の特定区域に関する事項を変更するため、同条第3項及び第16条第3項の規定に基づき公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、同法第16条第4項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該事項について北海道に意見書を提出することができる。

令和7年11月27日

旭川市長 今津 寛介

1 追加する特定区域

旭川市全域

2 当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容
有機農業による生産活動

3 関係書類の縦覧

- (1) 期間 令和7年11月27日から令和7年12月11日まで
- (2) 場所 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階 旭川市農政部農業振興課
- (3) アドレス <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/374/375/d076686.html>

4 意見書の提出

- (1) 提出方法 書面又は電子メールによる。
- (2) 参考様式

北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課のホームページからダウンロードできる。

アドレス <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/midori/240625.html>

(3) 提出先

北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電子メールアドレス slow.food@pref.hokkaido.lg.jp